

3 労働保険料等算定基礎賃金等の報告の記入要領及び記入例

⑪…平成20年4月1日から平成21年3月31日までに使用した労災保険対象労働者の数(各月末(賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日)の数)と雇用保険対象被保険者の数及び賃金の総額を各欄の区分により(「(8)うち高齢労働者分」欄には、任意加入による高齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者は除く。)記入し、その合計(⑥欄、⑧欄及び⑩欄には②欄、④欄及び⑥欄の1,000未満の端数を切り捨てた額をそれぞれ記入し、⑥+⑧欄には、⑥欄の額に⑫欄の額を加えた額を記入し、⑩欄には、⑩欄から⑧欄の額を差し引いた額を記入してください。)

(1) 「1ヵ月平均使用労働者数」欄には、平成20年度中の1ヵ月平均使用労働者数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数)

平成20年度の各月末(賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日)の使用労働者数の合計
 12(ただし、平成20年度中途に保険関係が成立した事業にあっては、保険関係成立以後の月数)
 以下同じを記入してください。

(2) 「1ヵ月平均被保険者数」欄には、前年度における1ヵ月平均被保険者数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数)を記入してください。

(3) 「1ヵ月平均高齢労働者数」欄には、前年度における1ヵ月平均高齢労働者数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数)を記入してください。

⑫…中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の承認されている給付基礎日額及び保険料算定基礎額を、⑭欄には、その合計額(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入してください。

⑬…中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の希望する給付基礎日額及び保険料算定基礎額を、⑮欄には、保険料算定基礎額の合計額(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入し、①+①欄には、①欄の額に⑭の①欄の額を加えた額を記入してください。

⑭…各欄は次により記入してください。

(1) 平成21年度の賃金総額の見込額が前年度の賃金総額の50/100以上、200/100以下の場合(高齢労働者を使用している場合は、賃金総額の見込額及び高齢労働者の賃金総額の見込額が50/100以上、200/100以下の場合)には、「⑮合計」欄に「前年度と同額」と記入し、⑦欄から⑩欄までは記入しないでください。

(2) (1)以外の場合には次により記入します。

(イ) 賃金総額の見込額及び高齢労働者の賃金総額の見込額がともに50/100未満、200/100超になる場合

⑦欄は、平成21年度における1日平均使用労働者の見込数(延使用労働者数を所定労働日数で除したものを)、⑧欄は、平成21年度における1ヵ月平均被保険者の見込数(使用労働者全員が雇用保険法の適用を受ける場合は、前記⑦の1日平均使用労働者の見込数)を、⑨欄は、平成21年度の支払賃金総額の見込額を、⑩欄は、平成21年度の賞与等臨時支払賃金の見込額を記入し、⑩欄に、⑨欄の額と⑩欄の額との合計(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入します。

なお、各欄の()内には、高齢労働者に係る平成21年度の賃金総額の見込額又は高齢労働者数等を記入します。

(ロ) 高齢労働者の賃金総額の見込額のみ50/100未満、200/100超になる場合

「労災保険」欄については、⑮欄のみに「前年度と同額」と記入します。「雇用保険」欄については、賃金総額の見込額は「⑮合計」欄のみに①欄の⑮欄の額を転記し、高齢労働者の賃金総額の見込額については、上記(イ)に準じて記入します。

(ハ) 賃金総額の見込額の50/100未満、200/100超になる場合

「労災保険」欄及び「雇用保険」欄の賃金総額の見込額については、上記(イ)に準じて作成します。高齢労働者の賃金総額の見込額については、⑮欄の()のみに①欄の⑦の額を転記してください。

組様式第4号 労働保険料算定基礎賃金等の報告 (事業主控)

① 労働保険番号: XX301934210001
 ② 雇用保険事業所番号: XX01-064115-3

③ 事業の名称: ○○工業(株) TEL XX (XXXX)XXXX
 〒XXXX-XXXX
 ④ 事業の所在地: ○○区○○-○○-○○

⑤ 事業主の氏名: ○○ ○○ ⑥ 作成者氏名: ○○ ○○

⑦ 事業の概要(製品名、製造行程等)を具体的に記入してください。
 スプーン、ナイフ、フォーク等 食卓用刃物の製造業

⑩ 労働保険料の延納(分納納付)の申請を希望する場合にはイを○で、希望しない場合にはロを○で囲んでください。

区分	労災保険対象労働者数及び賃金				雇用保険対象被保険者数及び賃金			
	(1) 常用労働者	(2) 役員で労働者扱いの者 (非親族労働者とする者の内、これを労働者として扱う者(親族労働者))	(3) 臨時労働者 (パートタイマー、アルバイト等)	(4) 合計 (1)+(2)+(3)	(5) 被保険者 (1) 労災保険に加入した賃金を含む なお、パートタイマー、アルバイト等雇用保険の被保険者とならないうる者を除く(親族労働者)	(6) 役員で被保険者扱いの者 (給与支払者の面からみて労働者扱ひの扱いの者(親族労働者))	(7) 合計 (5)+(6)	(8) うち高齢労働者分 (平成20年4月1日現在において65歳以上の者(昭和19年4月1日以前に生まれたる者))
平成20年4月	11人 2,768,898円	1人 363,510円	0人 0円	12人 3,132,408円	11人 2,768,898円	1人 363,510円	12人 3,132,408円	2人 484,550円
5月	11 2,759,845	1 366,809	1 154,554	13 3,281,208	11 2,759,845	1 366,809	12 3,126,654	2 497,384
6月	11 2,738,461	1 368,177	1 142,100	13 3,248,738	11 2,738,461	1 368,177	12 3,106,638	2 516,290
7月	11 2,749,515	1 354,923	1 158,350	13 3,262,788	11 2,749,515	1 354,923	12 3,104,438	2 488,765
8月	11 2,821,268	1 362,118	1 166,611	13 3,349,997	11 2,821,268	1 362,118	12 3,183,386	2 499,736
9月	11 2,722,413	1 363,949	1 157,300	13 3,243,662	11 2,722,413	1 363,949	12 3,086,362	2 514,008
10月	11 2,899,716	1 363,668	1 183,659	13 3,447,043	11 2,899,716	1 363,668	12 3,263,384	2 483,606
11月	11 2,896,855	1 365,919	0 0	12 3,262,774	11 2,896,855	1 365,919	12 3,262,774	2 499,160
12月	11 2,873,226	1 360,563	0 0	12 3,233,789	11 2,873,226	1 360,563	12 3,233,789	2 489,808
平成21年1月	11 2,875,869	1 362,115	0 0	12 3,237,984	11 2,875,869	1 362,115	12 3,237,984	2 499,160
2月	11 2,738,193	1 361,992	0 0	12 3,145,185	11 2,738,193	1 361,992	12 3,145,185	2 498,865
3月	11 2,767,933	1 372,334	1 176,401	13 3,316,668	11 2,767,933	1 372,334	12 3,140,267	2 475,688
賞与等20年7月	5,591,225	752,115	0	6,343,340	5,591,225	752,115	6,343,340	952,736
年12月	6,670,719	897,325	0	7,568,044	6,670,719	897,325	7,568,044	1,142,651
年月								
合計	45,919,136	6,015,517	1,138,975	53,073,628 人 53,073 円 61,103	45,919,136	6,015,517	51,934,653 人 51,934 円 8,042	8,042,407 人 8,042 円 43,892

⑮ 平成20年度確定 ⑮ 平成21年度見込

承認された給付基礎日額	保険料算定基礎額	氏名	希望する給付基礎日額	保険料算定基礎額	労災保険	雇用保険	雇用保険料免除高齢労働者氏名(生年月日)	予備欄
12,000円	4,380,000円	○○ ○○	14,000円	5,110,000円			○○ ○○	
10,000円	3,650,000円	○○ ○○	10,000円	3,650,000円			○○ ○○	
円	円		円	円			円	
円	円		円	円			円	
⑮ 8,030円		合計	⑮+⑯ 61,833円	⑮ 8,760円	合計	合計	合計	

⑮…⑪の(8)欄に該当する雇用保険料免除高齢労働者の氏名と生年月日(明治生まれの場合は「明」を○で、大正生まれの場合は「大」を○で、昭和生まれの場合は「昭」を○で囲んでください。)を記入してください。
 なお、7名以上になる場合には、別紙に記入のうえ添付し、提出してください。

⑨…雇用保険に係る保険関係が成立している事業で、次の事業(以下「特掲事業」という。)に該当する場合にはイを○で、特掲事業に該当しない場合にはロを○で囲んでください。

- 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業(園芸サービスの事業は除く。)
- 動物の飼育又は水産動物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業(牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く。)
- 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業。
- 清酒の製造の事業。